

告示

埼玉県告示第四百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 漁業権者の名称及び住所
秩父漁業協同組合
- 二 埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一
漁業権の免許番号
共第一号及び共第四号
- 三 変更の内容

第三条第一項の表いわな、やまめ、にじますの項を次のように改める。

ます類	組合が定めて公示した区間	
		3月1日から9月30日まで (ただし、にじますについては、荒川本流の秩父市地先巴川橋から秩父橋までの区域及び皆野町地先皆野橋から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域において、1月1日から12月31日まで)

第四条第三項中「6月1日から9月30日までの間」や「第五条に規定する遊漁期間」に改める。

第五条の表ます類の項を次のように改める。

ます類	
	3月1日から9月30日まで（ただし、にじますについては、荒川本流の秩父市地先巴川橋から秩父橋までの区域、皆野町地先皆野橋から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域及び第7条第2項の特設釣区においては、1月1日から12月31日まで）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和三年二月二十五日